



労働相談Q & Aで解決！

フリーランスに関する相談④



発注事業者から、通常取引時の報酬と比べて著しく低い金額で仕事を受けるように言われ、一方的に決定されそうです。

A 特定業務委託事業者は、特定受託事業者との1か月以上の業務委託に関し、いわゆる買ったたきをすることは禁止されています。

解説はこちら

- 特定業務委託事業者は、特定受託事業者との1か月以上の業務委託（契約の更新により1か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。）に関し、次の①～⑦の行為をしてはならないとされています（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条）。
 - ① 受領拒否、② 報酬の減額、③ 返品、④ 買ったたき、⑤ 購入・利用強制、⑥ 不当な経済上の利益の提供要請、⑦ 不当な給付内容の変更・やり直し
- 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること（いわゆる買ったたき）は禁止されています。
- 一方的に著しく低い報酬での取引を要請したか判断するに当たっては、報酬の決定に当たりフリーランスと十分な協議が行われたかどうか等の報酬の決定方法のほか、他の取引の相手方の報酬と比べて差別的であるかどうか、通常報酬との乖離の状況、取引の対象となる役務等の需給関係等を勘案して総合的に判断することとされています。
- この法律に違反すると思われる行為があった場合、特定受託事業者は、公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省に対しその旨を申し出ることができます（同法第6条第1項）。また、申出の内容に応じ、必要な調査（報告徴収・立入検査）を行い、申出の内容が事実である場合、指導・助言のほか、勧告を行い、勧告に従わない場合には、命令・公表を行うこととされています（同法第6条第2項）。
- 特定受託事業者が公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省の窓口に出頭をしたとき、業務委託事業者はそれを理由に不利益取扱いをしてはならないとされています（同法第6条第3項、第17条第3項）。

どうすれば？

- 報酬額等取引条件について、話し合う余地がある場合は、発注事業者と協議しましょう。
- これまでの経緯や通常報酬との乖離の状況等を整理しましょう。

- 双方が納得した取引条件とならない場合は、業務委託を受けないという判断も考えられます。不当な環境下で業務委託を受けることは、受託事業者の発展の面からも望ましくありません。
- フリーランス・トラブル 110 番では、フリーランスの方が発注事業者から業務委託を受けた際に発生したトラブル等に関する相談ができます。
- 自主的な解決が困難で、この法律に違反すると思われる行為があった場合には、公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省の窓口に出す方法も考えられます。この申出は郵送やオンラインで行うこともできます。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

- ◎ フリーランス・トラブル 110 番 (厚生労働省委託事業)
電話 0120 (532) 110
相談時間 9:30~16:30 (土・日・祝日を除く)
URL <https://freelance110.mhlw.go.jp/>

取引の適正化に関する窓口 (法第3条、第4条、第5条、第6条第3項)

- 公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 フリーランス取引適正化室
電話 03 (3581) 5479
URL <https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/freelance.html>
- 関東経済産業局 産業部 適正取引推進課
電話 048 (600) 0325
URL https://www.chusho.meti.go.jp/keiei//torihiki/law_freelance.html

就業環境の整備に関する窓口 (法第12条、第13条、第14条、第16条、第17条第3項)

- 山梨労働局 雇用環境・均等室
電話 055 (225) 2851
URL [フリーランス・事業者間取引適正化等法の被疑事実についての申出窓口](#)